

「えひめ発の地方創生実現に向けた提言2021」の提言項目 一覧表

区 分		番号	提 言 項 目
1 地方創生の取組みの支障となるものの解消に向けて	(1) 地方創生の取組みを加速させるために	1	地方分権改革に関する提案募集方式の対象拡大
		2	地方の意見を踏まえた地方創生の実現に向けた実効性のある支援・制度の見直し
		3	デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進に係る総合的な支援の充実と基盤整備の促進
		④	企業におけるDX推進に向けたローカル5Gの活用及びデジタル人材の確保・育成
		5	最新IT技術を活用した行政運営効率化への支援
	(2) 自主財源の確保に向けた制度見直し	6	自動車税滞納整理の効率化のための制度見直し
	(3) 地方の取組みに対する制度要件の緩和	7	外国人技能実習制度2号職種への「林業・木材産業」の追加
		8	幼稚園等に通園する児童養護施設入所者における副食費の取扱いの見直し
	(4) 新たな行政体制のあり方検討	⑨	国家的なリスクや課題に対応した行政体制のあり方の検討
	2 地域に働く場所をつくり、人を呼び込むために	(1) 産業力の強化と成長産業の育成	10
11			高機能素材を活用した産業創出への支援
12			海外における日本の地名の商法登録問題への取組強化
(2) 良質な雇用の場の創出と次代を担う人材の確保		⑬	企業の地方移転の促進に向けた対策の強化
(3) 移住・定住の促進		⑭	移住の促進や関係人口の拡大に向けた対策の強化
(4) にぎわいの創出による交流人口の拡大		15	サイクリングコースを案内するブルーラインの規格統一
		16	地方の創意工夫を生かした自転車関連施策の推進に対する支援
		17	中小企業における障がい者アスリートの雇用促進
		18	地方単独で行っている子ども医療費助成の全国一律の制度化及び財源措置
3 出会いの場をつくり、安心して子どもを育てるために		(1) 子ども・子育て支援の充実	19
	20		教員の業務負担軽減に関する支援
	(2) 子どもや親子に安心な環境の整備	21	教育の情報化の促進に関する支援
		22	きめ細かな不登校対策等に関する支援
		23	児童相談所、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの決定による母子生活支援施設への入所制度の導入
		24	被災者生活再建支援制度の適用拡大
		25	店舗等の非住家の被害認定に係る指針の明確化
4 元気な地域をつくり、いつまでも地域で暮らせるようにするために	(1) 安心できる環境の整備	26	防災情報の収集伝達システム整備に係る財政措置の拡充
		27	離島航路に係る対象航路の拡大
		28	ドクターヘリの運航に係る新たな支援制度の創設及び医療提供体制推進事業費補助金制度等の改善
		29	災害医療従事者の育成に係る財政支援制度の創設
		30	地方単独医療費助成に対する国庫負担金等の減額措置の廃止
		31	届出による救急医療病床の設置
		32	発達障がい早期支援体制の充実
		33	外国人介護人材確保に関する各種制度等の要件の緩和
		34	原発の円滑な廃炉に向けた各種措置
		35	資源循環の促進に向けた取組の強化
		36	複数の都道府県をまたがる産業廃棄物収集運搬業等の許可
		37	土砂等の埋立て等に係る法制度の整備
		⑳	土壌汚染対策法に基づく届出提出書類の見直し

(注)新規の提言項目については、番号を○で囲んでいる。

えひめ発の地方創生実現に向けた提言2021 概要

項 目		提 言 内 容
1 地方創生の取組みの支障となるものの解消に向けて		
(1) 地方創生の取組みを加速させるために		
1	地方分権改革に関する提案募集方式の対象拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・募集の対象を自治体の事務に限定せず、国や民間が実施する事務についても、制度改革の余地のあるものについては、現に具体的支障事例が無い場合も含めて、提案募集の対象とすること。 ・過去に提案した案件であっても、複数の地方公共団体から提案があった場合や社会情勢の変化により課題が明確になった場合については、新たな課題として改めて検討の対象とするなど、実効性のある運用に向けて提案の内容を拡充すること。
2	地方の意見を踏まえた地方創生の実現に向けた実効性のある支援・制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に必要な財源を確実に確保すること。 ・令和2年度当初予算から地方創生推進交付金に新設されたSociety5.0タイプにおいて、交付金対象事業の開始前までに一部でも技術実証・実証実験を行っている必要がある旨の要件を緩和すること。
3	デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進に係る総合的な支援の充実と基盤整備の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地方創生の実現に向けたデジタル人材の確保などDX推進の総合的・恒常的な支援の充実を図ること。 ・都市部と格差の生じない情報通信基盤の整備促進を図ること。
4	企業におけるDX推進に向けたローカル5Gの活用及びデジタル人材の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタルシフトに適切に対処できるよう、中小企業等に対するローカル5Gの導入や運用及び事業者等の利活用促進に対する技術的・財政的支援の充実を図ること。また、ローカル5Gの導入は、多くの企業が持つ共通の課題解決にも繋がることから、技術的支援を拡充し、横展開の支援を促進すること。 ・国において、地方の中小企業等でデジタル化を進めることができる高度な人材の育成を図るとともに、デジタル実装を図り、生産性を向上させるために、意欲的な中小企業等が取り組む人材の確保や育成等を後押しする施策への支援を充実すること。 ・都市部や大企業の意欲あるデジタル人材が、その専門性を発揮して地方の中小企業等でデジタル化に取り組むことができ、また企業側も業種や経営状況に応じて専門人材を容易に確保できるよう、新たな「人材バンク」の構築やデジタル人材派遣制度の拡充を図ること。
5	最新IT技術を活用した行政運営効率化への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタルによる行政の進化を実現するため、自治体間格差が生じないような財源支援策を講じるとともに、モデル事業の拡充による優良事例の発掘・横展開の推進を図ること。
(2) 自主財源の確保に向けた制度の見直し		
6	自動車税滞納整理の効率化のための制度見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ローン完済によって実質的に所有権が使用者に移転していると認められるものについて、職権により登録変更の申請ができるよう制度改革を行うか、または、税法上のみなし規定により、当該滞納に係る自動車の差押え(公売を含む)が可能となるよう制度改革を行うこと。
(3) 地方の取組みに対する制度要件の緩和		
7	外国人技能実習制度2号職種への「林業・木材産業」の追加	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の優れた林業や木材加工技術を諸外国に普及し、産業活性化や環境保全等の国際貢献を図るため、外国人技能実習制度の2号職種へ林業・木材産業を追加すること。
8	幼稚園等に通園する児童養護施設入所者における副食費の取扱いの見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園等に通園する児童養護施設入所者に係る副食費については、子どもの数に関わらず、いったん施設負担ののち措置費により補填する制度となるよう運営基準を見直すこと。
(4) 新たな行政体制のあり方検討		
9	国家的なリスクや課題に対応した行政体制のあり方の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・急速に進む人口減少、頻発する大規模災害や新型コロナウイルス感染症など、未曾有の事態に対応するため、国、都道府県、市町村の権限のあり方を再定義し、新たな役割分担に基づいた行政体制の構築を検討すること。

項目		提言内容
2 地域に働く場所をつくり、人を呼び込むために		
(1) 産業力の強化と成長産業の育成		
10	指定野菜価格安定対策事業における共同出荷割合の引下げ	・「指定野菜価格安定対策事業」では、農協等への共同出荷割合が全国一律の要件（2/3又は1/2）となっているが、流通が多様化している現状を踏まえ、中山間地域や条件不利地域における小規模産地での共同出荷割合について、地域の実情に応じた低い割合を可能とすること。
11	高機能素材を活用した産業創出への支援	・県内企業の習熟レベルに応じた人材養成への支援の継続、柑橘など地域資源を原料としたC N Fの標準化の推進、C N F研究に係る機器導入に対する助成強化を行い、C N F等高機能素材を活用した産業創出に対する支援を強化すること。
12	海外における日本の地名の商法登録問題への取組強化	・主要な地名（都道府県名等）等について、冒認出願されたとしても拒絶されるよう、公知の外国地名としての認識の徹底を各国に働きかけること。 ・広告や登録された場合に、自治体が的確に対応できるよう、定期的に情報提供を行うなどの支援措置を講じること。
(2) 良質な雇用の場の創出と次代を担う人材の確保		
13	企業の地方移転の促進に向けた対策の強化	企業の地方移転の促進に向け、コロナ禍の影響や企業の意見を踏まえた総合的な方策を検討のうえ、対策を強化すること。 ・地方移転を促進するインセンティブの強化として東京一極集中の是正に向け、東京圏から地方に本社を移転した企業に対する補助制度の創設など、企業の地方移転を促進するための十分な財政措置を講じること。 ・また、地方拠点強化税制における雇用促進税制を受けるための要件として、法人全体の従業員数の増加を求めず、移転先の増加数により判断する制度とすること。 ・自治体によるサテライトオフィス誘致に向けた取組みを支援するため、地方創生テレワーク交付金の交付期間を延長すること。
(3) 移住・定住の促進		
14	移住の促進や関係人口の拡大に向けた対策の強化	コロナ禍で高まった移住機運やテレワークの進展を踏まえ、新たな価値観や生活様式への転換を促進し、地方移住を加速させること。 ・東京一極集中是正に向け、コロナ禍で高まった地方移住への関心を持続的な地方への大きな人の流れに繋げるため、移住希望者とのマッチングなど自治体が行き届く移住定住対策への特別交付税措置（措置率・措置額）の拡充など十分な財政措置を講じること。 ・コロナ禍で普及したテレワークでの柔軟な働き方を定着させるよう、経済団体と連携した企業への働きかけ強化や企業と自治体とのマッチング支援の充実など都市部人材の地方回帰を強力に推進すること。 ・また、テレワーカーと地域が関わりを深める仕組みの構築など、地域課題解決の担い手となる関係人口の拡大に向けた予算措置を拡充すること。 ・協力隊の定住促進に向け、任期満了後に担い手不足が深刻な一次産業への就業や、活動期間が1年未満での起業等も特別交付税措置の対象とすること。 ・また、起業や事業承継に要する経費への財政措置対象期間について、任期満了後2年以内も対象とする令和3年度の限定措置を継続すること。
(4) にぎわいの創出による交流人口の拡大		
15	サイクリングコースを案内するブルーラインの規格統一	・国内外のサイクリストが国内のサイクリングコースを安心して利用できる環境を整備するため、全国で整備が広がりつつあるブルーラインの規格を統一すること。

項 目		提 言 内 容
16	地方の創意工夫を生かした自転車関連施策の推進に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍において自転車の利用価値が見直される中、自転車活用推進計画に基づく地方の創意工夫を活かした自転車関連施策の推進に向けて、自転車関連予算の総額確保や新たな財政支援制度の創設などの必要な措置を講じること。 ・ナショナルサイクルートの海外での認知度・ブランド力向上を図るため、観光庁や日本政府観光局（J N T O）等と連携を強化し、戦略的なマーケティング活動（プロモーションや情報発信等）による誘客促進に努めるとともに、各ルート発案による先進的な取組みについて全面的な支援策を講じること。 ・四国一周サイクリングルートをナショナルサイクルートに指定するほか、ブルーラインの敷設や思いやり1.5m運動など、本県独自の自転車施策をモデル事業と位置付けて全国展開を図るとともに、自転車関連予算の愛媛県への重点配分を行うこと。
17	中小企業における障がい者アスリートの雇用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者がアスリート活動に専念できる環境を整え、地域に根差した障がい者アスリートの育成を図るため、中小企業向けにインセンティブを付した障がい者アスリート雇用促進制度を創設し、地域に根差した障がい者アスリートの育成を図ること。
3 出会いの場をつくり、安心して子どもを生み育てるために		
(1) 子ども・子育て支援の充実		
18	地方単独で行っている子ども医療費助成の全国一律の制度化及び財源措置	<ul style="list-style-type: none"> ・地方が単独で行っている子ども医療費助成について、少子化対策として義務教育修了までの医療費助成を全国一律の制度として創設し、地方が負担する費用に対し、国が財源措置を行うこと。
(2) 子どもや親子に安心な環境の整備		
19	学校施設長寿命化対策に係る支援制度の充実と補助単価の引上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の長寿命化改良事業において、公立高等学校についても、公立小中学校施設と同様に補助対象とすること。 ・また、公立小・中学校等を含め、学校施設の長寿命化、非構造部材の耐震化について、補助要件を緩和し、計画的に実施される小規模な改修工事等も対象とすることで、財政規模の小さな地方公共団体でも長寿命化対策に対応できるようにすること。 ・実際の工事に要する経費と国交付金の算定基礎となる補助単価との間に乖離があり、事業費に見合う額が交付されていないため、実情に合うよう補助単価の引上げを図ること。
20	教員の業務負担軽減に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校での35人学級が段階的に実現するが、複雑化・多様化する教育課題に的確に対応できるよう、実質的な教職員定数の改善を図ること。 ・スクール・サポート・スタッフや学習指導員、I C T 支援員などの支援スタッフの配置促進に向けた十分な予算措置や補助制度を構築すること。 ・本県独自に進めている高等学校の部活動指導員を国庫補助対象化するほか、部活動の地域移行等に関して高等学校を含めた支援を拡充すること。また、部活動の地域移行を実効性のあるものとするため、大会への参加資格の見直しなど、関係団体と大会の在り方について調整を行うこと。 ・中教審の答申をはじめ、国が示す働き方改革に関する取組を実施するにあたり、新たに生じる経費負担に対して十分な財政支援を行うこと。
21	教育の情報化の促進に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「G I G A スクール構想」を持続可能なものとするため、通信費や保守管理経費等のランニングコストに対する財政支援や、今後の端末更新時の費用に対する国庫補助について、高等学校を含めた制度設計とすること。 ・デジタル教科書の導入を促進するため、義務教育課程における全教科での無償供与を実現すること。 ・I C T を活用した個別最適化された教育を推進するため、C B T システムをスタンダードなものと捉えた上で、本県独自システムのランニングコストに対する財政支援措置を講じること。 ・授業等でのI C T 機器の効果的な活用のため、G I G A スクールサポーターやI C T 支援員の配置促進に向けた十分な予算措置や補助制度の創設などを講じること。 ・教員のI C T 活用指導力を向上させるため、研修プログラムの策定等必要な支援を拡充すること。

項 目		提 言 内 容
22	きめ細かな不登校対策等に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒たちの多様な状況に応じたきめ細かな支援を行うためには、民間のフリースクールとの連携や、相互の協力・補完が極めて重要であることから、フリースクールの指導内容の充実と安定的な運営を図るため、補助制度を創設すること。 ・校内での個別指導やICTを活用したオンライン指導等、一人一人の状況に応じたきめ細かな不登校対策の推進が可能となるよう、多様な取組に対する補助制度を整備すること。 ・弁護士や警察OBなど、専門的な見地からいじめ問題等を解決するため、外部専門家を活用することに対して財政支援を行うこと。
23	児童相談所、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの決定による母子生活支援施設への入所制度の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉事務所の権限となっている母子生活支援施設への入所決定の権限を、児童相談所、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターにも付与すること。

4 元気な地域をつくり、いつまでも地域で暮らせるようにするために

(1) 安心できる環境の整備

24	～西日本豪雨災害を踏まえて①～ 被災者生活再建支援制度の適用拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・「被災者生活再建支援制度」では、適用対象が中規模半壊以上に限定されているが、半壊や床上浸水の被害でも、日常生活に大きな支障が生じているため、適用対象を拡大すること。 ・同じ災害で複数市町にまたがる被害でも、住宅全壊被害が10世帯未満の市町村に居住する被災者も支援金の支給対象とすること。
25	～西日本豪雨災害を踏まえて②～ 店舗等の非住家の被害認定に係る指針の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗等の非住家の被害認定に係る指針等を明確にすること。
26	～西日本豪雨災害を踏まえて③～ 防災情報の収集伝達システム整備に係る財政措置の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・防災情報の住民への確実な伝達や収集、国・県・市町等関係機関間の連絡手段として、デジタル同報系防災行政無線をはじめとする災害情報の収集伝達システム整備や機能強化に係る財政措置を拡充すること。
27	離島航路に係る対象航路の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・地域が維持すべきと認める生活航路については、他に代替手段がない航路に限るという要件を緩和し、唯一航路に準じて国の補助対象として認定すること。
28	ドクターヘリの運航に係る新たな支援制度の創設及び医療提供体制推進事業費補助金制度等の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・地方の財政負担が大きいドクターヘリの運航に係る財政措置を充実すること。 ・医療提供体制推進事業費補助金について、ドクターヘリ導入促進事業はもとより、その他の事業についても、補助基準額に応じた交付が確実になされるよう、法律補助とするなど、補助金制度の改善を図ること。 ・同補助金の多くの事業が地域医療介護総合確保基金に移行されたことから、同基金の配分に当たっては、都道府県の意向を十分に踏まえるとともに、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度とし、将来にわたって十分な財源を確保すること。
29	災害医療従事者の育成に係る財政支援制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で持続的にDMAT等の災害医療従事者の育成が図られるよう、恒久的かつ柔軟性の高い財政支援制度を整備すること。 ・DPC制度（包括医療費支払制度）の地域医療指数の加算項目に、「都道府県が要請するDMATの保有」を加えること。
30	地方単独医療費助成に対する国庫負担金等の減額措置の廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体が子どもや障がい者等に対して独自に医療費を助成した場合、国民健康保険に対する国庫負担金等を減額調整する措置について、全国的に導入が進み標準的となっているものについては直ちに廃止すること。
31	届出による救急医療病床の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・病床過剰地域において、救急医療に係る病床を新たに設置しようとする場合は、地域の実情に合わせ迅速に対応できるよう、都道府県知事への届出による設置を可能とすること。

	項目	提言内容
32	発達障がい早期支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・5歳児健診における発達障がいの発見に係る取組みの経費を国庫補助事業に位置付け、発達障がいの早期発見に係る取組みを強化すること。
33	外国人介護人材確保に関する各種制度等の要件の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人介護人材が都市部のみに一極集中しないよう、全国的に受入人数等を調整できる仕組みを構築すること。 ・経済連携協定（EPA）の各国の受入人数枠を拡大するとともに、東南アジア各国など受入対象国も拡大すること。 ・「技能実習生」や「1号特定技能外国人」が介護福祉士国家資格を取得するために必要となる実務者研修（450時間）の受講支援を行うこと。 ・外国人介護人材が国家資格を取得しやすくするため、国家試験において英語等での受験を可能とすること。 ・外国人介護人材が受入施設等で安心して研修等に専念できるよう、日本語や介護技術等の習得支援をはじめ、生活面での相談支援等のサポート体制の一層の充実を図ること。
34	原発の円滑な廃炉に向けた各種措置	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な廃炉にはさまざまな分野の技術の集積が必要であることから、加圧水型原子炉に広く適用できる廃炉技術研究を伊方発電所において実施すること。 ・原発の廃炉・解体等に伴い発生する廃棄物等の処分については、発生者責任という原則を基本に、原子力事業者が取組みを進めることは当然であるが、安全性や必要性について、国民に対して十分な説明に努め、理解を深めていくなど、エネルギー政策を司る国として積極的にサポートすること。 ・原発の廃炉・解体等を行うためには、運転により発生した使用済燃料を当該原子炉の使用済燃料プールから移動することが必要となることから、原子力発電をエネルギー政策の柱としてきた国は、使用済燃料の保管、中間貯蔵、再処理、高レベル放射性廃棄物最終処分に対して、前面に立って取り組むとしているが、使用済MOX燃料の処理・処分の方策を早期に決定し、確実に対策を進めるよう、今まで以上に国が責任を持って取り組むこと。
35	資源循環の促進に向けた取組の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチックごみの削減につながる取組の強化や3Rの推進等のほか、代替素材・製品の技術開発や販路開拓等を支援すること。 ・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」に基づき自治体の更なるリサイクル促進を図るため、自治体に対し、リサイクルに係る恒久的な財限措置を講ずるとともに、再生プラスチックの市場拡大を図ること。 ・海洋プラスチックごみを含む海洋ごみの回収・処理の継続的な実施のため、地方公共団体への恒久的な財源措置を行うとともに、さらなる効果をあげるため、海洋ごみの原因となる川ごみを補助対象とすること。 ・海洋環境における生態系に及ぼす影響が懸念されるマイクロプラスチックに関する調査研究と発生抑制策を講じること。 ・市町が行う食品ロス削減推進計画の策定や食品ロス実態調査への支援を強化すること。 ・食品関連事業者の食品廃棄物の発生抑制、消費者への普及啓発、学校等における食育の実施、フードバンク活動への支援等、食品ロス削減に向けた国民運動をさらに強化すること。
36	複数の都道府県をまたがる産業廃棄物収集運搬業等の許可	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲が複数の都道府県にまたがる場合の当該許可については、主たる事務所を所管する都道府県を経由して、環境省（地方環境事務所）が行うこと。

項 目		提 言 内 容
37	土砂等の埋立て等に係る 法制度の整備	<p>・県域を越えて土砂等が移動し、埋立て等に使用されている場合、条例では土砂等のすり替え防止対策に限界があるため、次の内容を規定した土砂等の埋立て等の適正処理に関する法律を制定すること。</p> <p>① あらかじめ処理計画を作成・提出させるなど、土砂等を発生させた側の責任を明確にし、発生から搬出、処理に至る土砂等の流れを管理するとともに、地方自治体が情報共有できる仕組み</p> <p>② 土砂等の搬入・埋立て等の行為については許可制度（更新制）を設け、安全確保のための許可基準を設定</p> <p>③ 不適正な処理を行った者に対する罰則（法人重課を含む）</p>
38	土壌汚染対策法に基づく届出提出書類の見直し	<p>・土壌汚染対策法第4条に基づく届出に係る同意について、事業（※）の実施に係る同意書で代替可能とすること。</p> <p>※支障事例が発生している事業として、土地改良事業、治山事業、林道事業等</p>